

豊川市防犯推進計画骨子案

令和6（2024）年7月16日

本資料では、計画の目次案を提示するとともに、第1章の1「計画の概要」、2「社会情勢と本市の現状と課題」の2-2「再犯防止について」の「国県の動向」、2-3「犯罪被害者等支援について」の「国県の動向」の案を提示します。

目次（案）

第1章 計画策定の背景

- 1 計画の概要
 - 1-1 計画策定の趣旨
 - 1-2 計画の期間
 - 1-3 計画の位置づけ
- 2 社会情勢と本市の現状と課題
 - 2-1 防犯対策について
 - ・犯罪等の概況
 - ・防犯に関する市民意識調査結果からみる市民の意識
 - ・課題
 - 2-2 再犯防止について
 - ・国県の動向
 - ・防犯に関する市民意識調査結果からみる市民の意識
 - ・課題
 - 2-3 犯罪被害者等支援について
 - ・国県の動向
 - ・防犯に関する市民意識調査結果からみる市民の意識
 - ・課題

第2章 計画の基本的な考え方

- 1 基本的な考え方
 - 1-1 計画の基本理念（将来像）
 - 1-2 計画の構成

第3章 施策の展開

- 1 市民一人ひとりの防犯意識の醸成
- 2 防犯力の高い地域づくり
- 3 犯罪が起こりにくい環境づくり
- 4 再犯防止の推進
- 5 犯罪被害者等支援の推進

第4章 計画の推進

- 1 計画の推進体制
- 2 計画推進のための取組

第1章 計画策定の背景

1 計画の概要

1-1 計画策定の趣旨

本市の刑法犯認知件数は、平成13年の4,492件をピークに年々減少しており、令和3年では、667件とピーク時の15%にまで減少しました。

減少した要因を示すことは容易ではありませんが、平成19年4月に施行した豊川市安全なまちづくり推進条例の下、市民が安全に安心して暮らすことができる地域社会の実現を目指して、市民、事業者、警察や行政それぞれが力を合わせて様々な防犯対策や啓発に取り組んできた成果であるとも考えられます。

しかしながら、令和4年は、刑法犯認知件数は、729件と増加に転じました。令和5年は刑法犯認知件数が836件、前年比15%増となりました。また、令和5年は、特殊詐欺の認知件数と被害総額が前年を大きく上回り、被害総額については1億180万円となりました。

このようなことから、刑法犯認知件数を減少に向けるためには、今後も時代の変化に対応しながら、積極的な防犯対策を講じていく必要があると考え、今後の防犯の取組の方向性を明らかにし、計画的に取組を進めるための計画を策定します。

1-2 計画の期間

本計画は、令和7年度から令和11年度までの5年間を計画期間とします。

1-3 計画の位置づけ

本計画は、豊川市安全なまちづくり推進条例の目的である市民が安全に安心して暮らすことができる地域社会の実現を図るため定めるものであり、再犯防止の取組が犯罪を減らし安全なまちづくりに資すること、再犯防止の取組は、犯罪被害者等の置かれた状況への理解の重要性を踏まえた上で取り組む必要があることから、再犯防止及び犯罪被害者等支援を含む計画として定めます。上位計画である第6次豊川市総合計画のもと、他の関連計画との整合を図りながら、各施策を推進していきます。

平成27(2015)年の国連サミットにおいて定められた、「持続可能な開発目標(SDGs)」では、「誰一人として取り残さない」ことを理念として掲げており、17のゴールと169のターゲットが設定されています。本計画を推進することで、17のゴールの中の「住み続けられるまちづくりを」「平和と公正をすべての人に」などの目標達成に資するものと考えられます。本計画においても、この「持続可能な開発目標(SDGs)」を意識して様々な取組を進めていきます。

また、第3章 施策の展開「再犯防止の推進」については、平成28(2016)年12月に公布・施行された「再犯の防止等の推進に関する法律(以下「再犯防止推進法」という。)」第8条第1項に定める地方再犯防止推進計画に位置づけます。

第1章 計画策定の背景

2 社会情勢と本市の現状と課題

2-2 再犯防止について

・国県の動向

全国の刑法犯の検挙者数や、刑法犯検挙者中の再犯者数は毎年減少している一方で、初犯者数が大幅に減少していることもあり、再犯者率は高止まりしており、刑法犯を減らすためには、再犯を防止することが重要な課題となっています。

平成28年12月には、「再犯防止推進法」が成立し、国は基本理念にのっとり、再犯の防止等に関する施策を総合的に策定し、及び実施する責務を有すること、地方公共団体は、基本理念にのっとり、再犯の防止等に関し、国との適切な役割分担を踏まえて、その地域の状況に応じた施策を策定し、及び実施する責務を有するとされ、地方再犯防止推進計画の策定が努力義務とされました。平成29年12月には、国の責務を具体化する再犯防止推進計画が策定され、この計画の取組を踏まえて令和5年3月には、令和5年度から令和9年度までを計画期間とする第2次再犯防止推進計画が定められました。

第2次再犯防止推進計画では、5つの基本方針と7つの重点課題が定められており、重点課題の1つである「地域における包摂を推進するための取組」の中で、国・都道府県・市区町村の役割分担を整理しており、市区町村の役割として、「保健医療・福祉等の各種行政サービスを必要とする犯罪をした者等、とりわけこれらのサービスへのアクセスが困難である者や複合的な課題を抱える者が、地域住民の一員として地域で安定して生活できるよう、地域住民に最も身近な基礎自治体として、適切にサービスを提供するよう努める。また、立ち直りを決意した人を受け入れていくことができる地域社会づくりを担うことが期待されている」としています。

また、愛知県においては、令和3年3月に令和3年度から令和7年度までを計画期間とする愛知県再犯防止推進計画を策定し、5つの基本方針のもと、6つの重要課題について取組を進めています。

2-3 犯罪被害者等支援について

・国県の動向

様々な犯罪等※の発生により、社会に生きる誰もが犯罪等に遭い、被害者やその家族、遺族（以下、「犯罪被害者等」という。）になり得る可能性がある中、平成16年12月に、犯罪被害者等の権利利益の保護を図るため、「犯罪被害者等基本法」が制定されました。同法第5条では、犯罪被害者等の支援等に関し、国との適切な役割分担を踏まえて、その地域の状況に応じた施策の策定と実施を地方自治体の責務と規定しています。

また、愛知県においては、愛知県安全なまちづくり条例の中で、犯罪被害者等の支援を位置づけ、取組を推進してきましたが、取組の一層の強化等を図るため、令和4年4月に愛知県犯罪被害者等支援条例を施行し、令和5年3月には、この条例に規定する「支援に関する指針」として、「愛知県犯罪被害者等の支援に関する指針」を定めています。

※本計画における「犯罪等」とは、犯罪及びこれに準ずる心身に有害な影響を及ぼす行為をいう。